

部活動の地域展開について

1 趣旨

部活動は、学校教育の一環として、また、生徒の自主的で多様な学びの場として教育的意義が大きいものです。しかし、少子化が進む中で教職員の数も減少し、部活動を教師の力だけで、従前と同様に運営することは難しくなっています。

国は、休日の部活動を段階的に地域へ移行することとし、「部活動の地域移行に関する検討会議」からの提言を踏まえ、平成30年に策定したスポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」として令和4年12月に全面改定し、部活動の地域展開を推進する方針を示していますが、具体的施策は市町村に任されている状況です。

こうした背景の中、生徒が将来にわたってスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができるよう、地域が主体となって運営する形に移行し、生徒の選択肢拡大と教員の負担軽減に加え、地域住民との交流促進を目指したいものです。

2 目的

休日における生徒の活動機会を安定的に確保し、その健やかな成長を支援することを目的とします。

3 対象

湯河原中学校部活動のうち①陸上競技部②女子バスケットボール部の休日の部活動

4 期間

令和8年9月1日～令和9年3月31日

5 内容

(1) 活動の内容

ア 休日の部活動

- ・学校で行われる通常練習と他校での練習試合の引率

イ 年次・月次計画の作成について

- ・年次計画は、顧問が作成
- ・月次計画は、顧問と部活動指導者が連携して作成

ウ 部活動指導者と顧問の連絡会

- ・原則として休日活動日の翌日、部活動指導者から休日活動での生徒の様子を顧問へ伝え、生徒の状況を共有

(2) 施設と鍵の管理

- ・部活動指導者に一任する

(3) 保険の加入

- ・民間の傷害保険に加入する。保険費用は受益者負担とする。

(4) 部活動指導者のコーチ資格の有無

- ・資格を取得している者を優先する場合もあるが、必要条件としない。

(5) その他

- ・日本中学校体育連盟に関する大会は除く。
- ・顧問の関与しない練習試合等の運営は除く。
- ・今後、「部活動」として出場要件がない大会については、「クラブ」として対応できるよう運営や引率等の方法を確認、検討する。

6 費用

部活動指導者謝礼（交通費込み）	2,000 円/時間程度
-----------------	--------------

【実施体制イメージ図】

